

お知らせ& ごあんない



お知らせ

「ふるさと愛媛学」 サポーター養成講座

「ふるさと愛媛学」は、自分たちの住む土地の「ふるさとらしさ」を、発見・再確認しようとする活動です。住民のみなさんと町・県との協働で、町内それぞれの地域の生活や産業、文化について調べ、1冊の本にまとめます。今回は主に昭和（30年代から40年代）のくらしを中心に地域調査等を行います。

今回からの参加も可能ですので、興味のある方はぜひお申込みください。

なお、「サポーター養成講座」と「地域調査打ち合わせ会」を行います。サポーター養成講座」のみのご参加でも結構です。ただ

住宅リフォーム工事のトラブルに注意！

「5日前に訪問販売で屋根の塗装工事を契約したが、来週の工事希望なのに急いで工事に入ろうとしてくるので解約したい」「訪問してきた事業者がソーラーの無料点検をしてもらったが修理を強引に有償でされた」など、住宅リフォーム工事の相談が入ってきています。

住宅リフォーム工事のトラブルは、悪質な訪問販売で勧誘・契約させる事業者の事例が注目されてきました。特に判断力の低下した高齢者に対し、次々と工事の契約をさせるトラブルは、現在も発生しています。

相談の内容は「見積もりは妥当か」「見積もり単価は適正か」「契約書などの書面がない」などの見積もりや契約書面に関する相談が増加しています。不意打ち的な訪問販売だけでなく、店舗等での契約においても、見積もりがない、契約書（工事請負契約書）を渡されていないという例がみられます。

訪問販売の相談では、高齢者が次々と契約をさせられている事例に加え、「大雨が降る前に工事をするべき」「大きな地震が来たら崩れる」などと、消費者を不安にさせて契約を急がせる事例が目立ちます。

アドバイス

工事を契約する前には

- ①見積もりを複数の事業者から取って、金額と工事内容を確認する
- ②工事内容について事業者と話し合ったことは記録に残す
- ③工事を依頼するに当たっては必要性をよく検討することが重要です。訪問販売など不意打ち性の高い勧誘の場合、その場で契約しないことが大切です。

トラブルになってしまったら、消費生活センターや専門相談機関に相談しましょう。

困ったときは、ピピッと相談！

【消費生活に関する相談窓口】

上島町産業振興課 ☎0897-75-2500
愛媛県消費生活センター ☎089-925-3700



し、「地域調査打ち合わせ会」は、「サポーター養成講座」を受講された方のみご参加いただけます。

【サポーター養成講座】

●日時 8月24日（日）
10時20分～12時20分

●場所 せとうち交流館
多目的ホール

●内容

・地域調査の成果をみんなのものに

・「ふるさと上島学」から「ふるさと愛媛学」へ

●定員 40名

●参加料 無料

●申込方法 今回から参加される方のみ、申込用紙に必要事項をご記入の上、郵送・FAX、またはお電話にてお申込みください。申込用紙は、せとうち交流館、各支所教育委員会にございます。

※1回目の講座を申込みされている方は必要ありません。

【地域調査打ち合わせ会】

●日程・場所

●日程・場所 サポーター養成講座と同日、同会場

13時20分～14時50分

●内容 サポーターの皆様からの情報やご意見、調査計画の進捗状況などをもとに、調査の進め方等についての打ち合わせを行います。

【その他】

●今回からの受講も可能です。

●第3回目の講座は12月14日（日）に実施いたします。

問い合わせ先 上島町教育委員会
事務局 77-2128

今治地区顔の見える

家づくり支援事業

今治地区林材業振興会議では、木材利用を通して、私たちの共有の財産である森林の整備を推進するため、今治地区内で生産された木材を使って住宅を建築している業者（建築士を含む）の方、又は

消費者（新築住宅の所有者、施主）を支援いたします。

【対象となる住宅】今治地区（今治市、上島町）内に建築する在来

工法による住宅で、主要部材に地域材を50%以上使用し、延べ床面積80㎡以上の住宅

※地域材とは、今治地区内で生産され、越智今治森林組合木材市売

場で取り扱われた木材です。

【対象者】今治市及び上島町に事務所を有する建築業者（建築士）、又は消費者

【補助金額】

1戸当たり200,000円

【交付予定戸数】4戸

【申請期間】平成26年8月1日～平成26年9月30日

【申請先】今治地区林材業振興会議事務局

※詳細につきましては、越智今治森林組合HP、又は左記事務局にお問い合わせください。

【問い合わせ先】今治地区林材業振興会議事務局（愛媛県今治支局森林林業課内） ☎0898-2512193

上島町 空き家希望者 情報募集☆

上島町では、定住対策の一環として田舎（島）暮らしを希望される方へ、空き家情報を提供するために「上島町空き家情報バンク制度」を実施しています。

上島町内の空き家に関する情報をお寄せください

○所有者 空き家を貸し（売り）たい方

所有している空き家を貸したり売ったりしたいと考えられている方は、上島町産業振興課へご相談ください。

○利用希望者 空き家に住みたい方

空き家情報バンクを利用して空き家情報の提供を受けたい方は、上島町産業振興課へご相談ください。

☆上島町空き家活用事業☆

空き家情報バンクに、物件を登録された方・登録された物件を借りる方、登録された物件を購入される方を対象に、家屋の改修工事にかかる経費の一部を補助します。希望される方は、産業振興課までお問い合わせください。

対象工事

- ①台所、浴室、トイレ等の水回りの工事
- ②内装、屋根、外壁及び電気配線の工事

補助金額（対象経費の1/2）

- 新婚又は子育て世帯
500,000円まで
- それ以外の世帯
300,000円まで

※町が賃貸・売買の仲介を行うわけではありません。

※交渉・契約は所有者と希望者の2者間で行っていただくことになりますのでご注意ください。

※契約後のトラブル等についても当事者間で解決してください。

※所有者についての詳細情報は、ホームページ上では紹介いたしません。

※農地取得・賃貸借などは、農地法上の手続きや要件を満たす必要がありますので、町農業委員会（☎0897-75-2500）へご相談ください。

上島町産業振興課

〒794-2492 愛媛県越智郡上島町岩城1427-2

TEL：0897-75-2500 Fax：0897-75-2539

e-mail：sangyou@town.kamijima.ehime.jp

～お気軽にご相談ください～

秋の特定健康診査

年に一度の特定健康診査はもう受けられましたか？秋の集団特定健康診査を次のとおり実施します。是非この機会をご利用ください。

●日時・場所

9月10日(水) 岩城総合支所

9時～11時

9月10日(水) 生名公民館

14時～16時
9月11日(木) せとうち交流館
8時～11時

●自己負担額…1,000円(後期高齢者保険加入者は無料)※心電図、眼底検査、貧血検査希望の方は400円必要です。

●お申込み方法…8月18日(月)～8月29日(金)の間に各総合支所住民課窓口か電話でお申込みください。



マスコットみきゃんの紹介

えがお 愛顔つなぐえひめ国体マスコットみきゃんです。

何にでも前向きで、スポーツが大好きなみきゃんが、えがお 愛顔つなぐえひめ国体を一緒に盛り上げます。

みきゃんのプロフィール

(ワンワンワンワンの日)
誕生日 2011年11月11日 性別 不明

出身地 愛媛県

性格 明るくて好奇心旺盛。楽天的でくよくよしない。

仕事 愛媛県のPR

チャームポイント

ハートの形の鼻とみかんの花のしっぽ

好きな食べ物

愛媛県産のものならなんでも。
特にみかん。

好きなこと

スポーツ、旅行、食べること



【お申込み・お問い合わせ先】

弓削総合支所住民課

☎77-2503

生名総合支所住民課

☎76-3000

岩城総合支所住民課

☎75-2500

魚島総合支所住民課

☎78-0011

松山東高通信制 課程の生徒募集

本校は、県内で唯一の公立による通信制課程の高等学校です。

後期入学(10月入学)の募集が始まります。

それぞれの科目について、レポート学習(自宅での自学自習)、スクーリング(学校での授業)、及び試験に合格することで単位が修得できます。3年以上の修業、74単位以上の単位修得などの必要条件を満たせば、全日制や定時制の高校と同じ高等学校卒業の資格が得られます。卒業後は大学や専門学校などへの進学の道もあります。

現在、十代から七十代までの幅広い年齢層の生徒650名余りが

勉学に励んでいます。

本校の特色は、誰でも、年齢を問わず、働きながらも、家事をしながらでも、自分のペースで学習することができる点にあります。

入学を希望される方、興味のある方は、まず、本校までお電話ください。詳しく説明をいたします。その後、書類や面接により入学を決定します。

なお、松山東高へ来校の際は、駐車スペースがありませんので、最寄りの交通機関をご利用ください。

〈入学資格〉 高校卒業資格を取ろうと思っています方

〈募集要項の配布〉 8月1日(金)～(本人が来校され説明を受けた後に、願書をお渡しします) ※本人以外には、募集要項(入学願書)をお渡しできません。

〈出願期間〉 9月1日(月)～9月11日(木)必着

〈問い合わせ先〉

住所…〒790-8521 松山市持田町2丁目2-12 愛媛県立松山東高等学校通信制課程、☎089-945-0131(8時半～16時半)

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度のご案内

児童扶養手当制度

児童扶養手当とは、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

【支給要件】

- ◆父母が婚姻を解消した子ども
- ◆父又は母が死亡した子ども
- ◆父又は母が重度の障害の状態にある子ども
- ◆父又は母の生死が明らかでない子ども
- ◆父又は母が1年以上遺棄している子ども
- ◆父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ◆父又は母が1年以上拘禁されている子ども
- ◆母が婚姻によらないで懐胎した子ども
- ◆父母ともに不明である子ども

【所得制限】

請求者、同居している扶養義務者等の前年の所得が、一定以上ある場合は、その年度の手当は支給停止になります。

現況届の提出をお忘れなく！

現在、児童扶養手当及び特別児童扶養手当を受給されている方は、毎年8月に「現況届」「所得状況届」を提出することになっています。

これは、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認する大切な届出です。関係書類は8月初旬までに送付しますので、提出をお願いします。

特別児童扶養手当制度

特別児童扶養手当は、児童の健やかな成長を願い、20歳未満で身体や精神に中程度以上の障害のある児童を監護している父、もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している方に対して支給される制度です。

【支給要件】

- 《受給者》
- ◆父又は母
 - 日本国内に住所を有する
 - 障害児を監護
- ◆養育者（父母以外）
 - 障害児と同居、監護、生計維持
- 《障害児》
- ◆日本国内に住所を有する
- ◆障害を支給事由とする年金を受給していない（全部支給停止は可）
- ◆特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令に定める障害の状態にある
- ◆児童福祉施設等に入所措置されていない

【所得制限】

請求者、同居している配偶者及び扶養義務者（請求者が養育者のときは、生計を維持する扶養義務者）の前年の所得が一定額以上ある場合は、その年度の手当は支給停止となります。

詳しくは、下記へお問合せください。

【お問い合わせ先】 各総合支所住民課 児童手当担当

- 弓削総合支所 ☎77-2503
- 生名総合支所 ☎76-3000
- 岩城総合支所 ☎75-2500
- 魚島総合支所 ☎78-0011

お盆の生名フェリー 臨時ダイヤについて

日頃より、生名フェリーをご利用いただき誠にありがとうございます。お盆期間（8/13（水）～8/17（日）まで）は、臨時ダイヤで運航いたしますので、ご利用につきましては、お間違いないようお願いします。（臨時ダイヤは広報8月号折込チラシのとおりです）お盆期間中は、因島側が大変混み合うことが予想されますので、他のルートを含め、計画的なご利用をお願いします。

上島町公営事業課

県地球温暖化防止 活動推進員を募集

愛媛県では、地域における地球温暖化防止活動のリーダーとして、地球温暖化防止に関するアドバイスなどを行っていただく「愛媛県地球温暖化防止活動推進員」を募集中です。任期は、委嘱を受けた日から平成28年6月30日までで、募集は随時行っています。

応募要件等、詳しくは、県環境政策課温暖化対策グループ（089-91212349）へお問い合わせください。